

## 平塚市体育功労者表彰要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域または職域におけるスポ - ツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本市体育の振興に顕著な成果をあげた体育関係者及び社会体育団体を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号の一に該当する個人または団体に対して、これを行うものとする。

- (1) 地域または職域において10年以上、体育、レクリエ - ションの普及奨励に努め、その功績が顕著であるもの。
- (2) スポ - ツマンとして実践生活が常に他の模範となるもの。
- (3) 体育の発展のための価値ある研究をなしたもの。
- (4) 前各号に定めるもののほか、表彰に値すると認められる業績、または行為があったもの。

### (表彰候補者の推薦)

第3条 平塚市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は平塚市体育功労者表彰候補者(以下「表彰候補者」という。)の推薦を各種体育関係団体に依頼することができる。

- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、表彰候補者の推薦をすることができる。

### (選考委員会)

第4条 教育長は、円滑な選考を図るため、選考委員会を設置することができる。

- 2 選考委員会の委員は、教育長、学識経験者6人(別表)により構成するものとする。
- 3 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 選考委員会においては、厳正なる審査を行い表彰候補者を決定するものとする。

### (被表彰者の決定)

第5条 この要綱による被表彰者は、選考委員会の推薦を受けて教育委員会が決定する。

### (表彰の方法)

第6条 この要綱による表彰は、表彰状及び予算の範囲内において記念品を授与するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和62年4月1日から施行する。

この要綱は平成23年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

学識経験者6人	平塚市スポーツ推進審議会	1人
	平塚市体育協会	1人
	平塚市体育振興連絡協議会	1人
	平塚市スポーツ推進委員協議会	1人
	平塚レクリエーション連盟	1人
	平塚市スポーツクラブ連合	1人